

指名停止一覧(令和2年度)

別紙 4

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
1	サンメディックス株式会社	令和2年4月20日から 令和2年7月19日 (3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立保健医療福祉総合プラザ開設に伴う医療用備品等の一括購入」 31世契物公第158号	契約違反 別表第1 第8号
2	立石建設株式会社	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで (8箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行遅延及び契約解除したことが契約違反に該当するため。 「仮称世田谷区立梅丘複合施設新築工事」 30世契建第6号	契約違反 別表第1 第8号
3	①立石・太平建設共同企業体 ②立石建設株式会社 ③太平建設株式会社	①令和2年5月1日から令和2年11月30日まで (7箇月) ②令和2年5月1日から令和2年11月30日まで (7箇月) ③令和2年5月1日から令和2年10月31日まで (6箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行を遅延したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立総合運動場陸上競技場等改築工事」 30世契建第3号	契約違反 別表第1 第8号
4	宇田川産業株式会社	令和2年5月22日から 令和2年9月21日まで (4箇月)	工事履行成績が不良であると認められたため。 安全管理措置が不適切であったことにより、園児を負傷させたため。 「世田谷区立西之谷保育園改修工事(平成31年度)」 31世契建第27号	過失による粗雑工事等 別表第1 第4号 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 別表第1 第9号
5	株式会社コンツナ東京埼玉支店	令和2年11月10日から 令和3年2月9日まで(3 箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、同等品申請および承認がないものを作成・納品したことが契約違反に該当するため。 「防犯活動支援物品の作成委託」 2世契委公第366号	契約違反 別表第1 第8号
6	①株式会社スズケン中央支店 ②東邦薬品株式会社東京営業部	令和2年12月17日から 令和3年6月16日まで	独立行政法人「地域医療機能推進機構」(東京都)が発注する医薬品の入札において、独占禁止法違反(不当な取引制限)があったとして、社員等が東京地方検察庁に在宅起訴されたため。	独占禁止法違反 別表第2 第4号 談合による逮捕又は起訴
7	ノムラプロダクツ	令和3年1月7日から 令和3年6月6日まで	受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことが契約違反に該当するため。(世田谷区指名停止基準 別表第1 第8号 に該当)	契約違反 別表第1 第8号
8	株式会社プラスサービス	令和3年2月17日から 令和3年5月16日まで	受託者の責に帰すべき事由により契約内容の一部不履行が生じたため。 (損害賠償金請求あり)	契約違反 別表第1 第8号
9	トラベルオンデマンド株式会社	令和3年2月17日から 令和3年8月16日まで	落札後辞退による。 令和3年2月2日に実施された入札において落札したが、入札価格に誤りがあると申出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
10	大立・第一建設共同企業体 大立工業株式会社 有限会社第一総合サービス	令和3年3月16日から 令和3年6月15日まで	工事履行成績が不良であると認められたため。 「世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築給排水衛生設備工事」 29世契設第34号	過失による粗雑工事等 別表第1 第4号
11	株式会社エリア広告	令和3年3月26日から 令和3年6月25日まで	受注者の責に帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったことが過失による粗雑工事等に該当するため。 【措置の根拠となる事実等の詳細】 受託者の過失等による粗雑な履行により再配布や配布漏れが生じ、受託者自らが提示した数量「518,541部」の完了にも遠く及ばなかった。	過失による粗雑工事等 別表第1 第7号